

# 学校法人須賀学園情報公開規程

## (趣旨)

第1条 この規定は、学校法人須賀学園（以下、「本法人」という。）が、情報を積極的に公にすることによって、本法人の公共性や社会的責任を明確にすることを目的とし、情報公開の実施及び情報の管理に関し、必要な事項について定める。

## (定義)

第2条 この規程において、「法人文書」とは、本法人において職務上作成され、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、本法人が組織的に用いるものとして、保有しているものをいう。

## (解釈及び運用の指針)

第3条 本法人は、法人文書の開示に当っては、本法人の保有する情報が積極的に公開されるよう、この規程を解釈し、運用するものとする。

2 本法人は、この規定の解釈及び運用に当っては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

## (積極的に公開する情報の範囲及びその方法)

第4条 本法人は、別紙に定めた情報を記録した法人文書を積極的に公開するものとする。

2 前項に定める情報の公開は、事務局に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する等の方法により行うものとする。

3 前2項によるものにかかわらず、本法人はその諸活動について、その保有する情報の公開に関する施策の充実に努めるものとする。

## (開示の申出の方法)

第5条 前条第1項に係る法人文書以外のものについての開示の申し出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書開示申出書（様式第1号。以下「開示申出書」という。）を本法人に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 開示申出に係る文書を特定するために必要な事項

(3) その他本法人が別に定める事項

2 本法人は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、本法人は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 本法人は、前項の補正が正当な理由なく行われなるときは、開示申出者に対し、開示申出に係る文書を開示しないことができる。

(不開示情報)

第6条 本法人は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該法人文書に係る開示の決定をするものとする。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの、その他開示しないことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 本法人及び法人等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項であつて、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人との事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(部分開示)

第7条 本法人は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示決定等をするものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 本法人は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であつて

も、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、本法人は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等の期限)

第10条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行う。ただし、第5条の規定により補正を求めた場合、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本法人は、開示請求者に対し、遅滞なく、書面により通知する。

(開示決定等の期限の特例)

第11条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条規定にかかわらず、開示請求に係る法人文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、本法人は、開示請求があった日から30日以内に、開示請求者に対し、書面により通知する。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 本法人は、開示請求に係る法人文書に開示請求者以外の者（以下、「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、通知を行い、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 前項の規定により意見書の提出機会を与えられた第三者が、当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、本法人は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、書面による通知するものとする。

(開示の実施等)

第13条 法人文書の開示は、開示請求書に対し、閲覧（電磁的記録については、用紙に出力したものの閲覧）により行うものとする。ただし電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案し、用紙に出力したものの閲覧又は交付以外の方法により行うことがある。

2 法人文書の開示は、本法人の定める場所において実施するものとする。

(異議の申出等)

第14条 開示決定等に不服があるものは、開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、本法人に対し、書面により異議の申出をすることができる。

2 本法人は、異議の申出があったときは、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、書面により回答するものとする。

(文書の管理)

第15条 本法人は、この規程の適性かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理しなければならない。

(財務情報開示)

第16条 財務情報開示については、別に定める学校法人須賀学園情報公開規程細則によらなければならない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、本法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。